

## 安全データシート (SDS)

### 1. 化学品及び会社情報

会社名 : 株式会社エヌ・エス・ピー	担当者 : 栗本 勝好
住所 : 岐阜県中津川市苗木9167	FAX番号 : 0573-67-2146
担当部門 : 技術研究所	電話番号 : 0573-67-2118
電話番号 : 0573-67-2118	作成・改訂 : 2016年 6月 1日
緊急連絡先 : 技術研究所	
整理番号 : 4307	

製品名 (化学名・商品名) : **メタルホーム NSP-7**

推奨用途 : **コンクリート剥離剤**

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性 : 引火性液体	区分外
健康に対する有害性 : 急性毒性 (経口)	分類できない
急性毒性 (経皮)	分類できない
急性毒性 (吸入・気体)	分類できない
急性毒性 (吸入・蒸気)	分類できない
急性毒性 (吸入・粉塵/ミスト)	分類できない
皮膚腐食性・刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	分類できない
呼吸器感受性	区分1
皮膚感受性	区分1
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	区分2
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	分類できない
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	区分1
環境に対する有害性 : 水生環境有害性 (急性)	分類できない
水生環境有害性 (長期間)	分類できない
オゾン層への有害性	分類できない

#### GHSラベル要素

絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

吸入するとアレルギー、喘息または、呼吸困難を起こすおそれ

発がんのおそれの疑い

注意書き :

**【安全対策】** 全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。  
 取扱い後は手および眼をよく洗うこと。  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。

**【応急措置】** 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡すること。  
 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石鹼で洗うこと。  
 吸入した場合 : 呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 暴露または暴露の懸念がある場合 : 医師の診断/手当てを受けること。  
 無理に吐かせないこと。  
 皮膚刺激または発疹が生じた場合 : 医師の診断/手当てを受けること。  
 呼吸に関する症状が出た場合 : 医師に連絡すること。  
 汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

**【保管】** 施錠して保管すること。

**【廃棄】** 内容物・容器を国・都道府県・市町村の規則に従って廃棄すること。

GHS分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行なうこと。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名: 石油系炭化水素及び添加剤  
 成分及び含有量: 成分 含有量  
 石油系炭化水素 95質量%以上  
 ※高度精製基油 (IP346法によるDMSO抽出物量3%未満)  
 添加剤 5質量%以下

危険有害成分:

労働安全衛生法

名称等を表示すべき有害物 (施行令第18条)	政令番号 第168号	鉱油	70-80質量%
	政令番号 第380号	灯油	10-20質量%
	政令番号 第632号	ロジン	1-5質量%
名称等を通知すべき有害物 (第57条2)	政令番号 第168号	鉱油	70-80質量%
	政令番号 第380号	灯油	10-20質量%
	政令番号 第632号	ロジン	1-5質量%
	政令番号 第137号	キシレン (灯油に含有)	0.3%未満

有機溶剤中毒予防規則

該当なし

化学物質管理促進法 (PRTR法)

該当なし

4. 応急措置

吸入した場合: 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪いときは、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合: 水と石鹼で付着した部分を洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合: 無理に吐かせないで直ちに、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で充分洗うこと。

予想される急性症状並びに最も重要な徴候及び症状:

- ・ 飲み込むと、下痢・嘔吐する可能性がある。
- ・ 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
- ・ 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
- ・ 蒸気およびミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

応急処置をする者の保護: 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用すること。

医師に対する特別注意事項: 現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

消火剤: 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火器が有効である。初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

使ってはならない消火剤: 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。

特有の危険有害性: 現在のところ有用な情報なし

特有の消火方法: 火元への燃焼源を絶つ。周囲の設備などに散水して冷却する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

消火を行なう者の保護: 消火作業の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項: 作業の際には、必ず保護具を着用する。

保護具及び緊急時措置: 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立ち入りを禁止する。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

環境に対する注意事項: 河川、下水道等に排出されないように注意する。海上の場合、薬剤を用いる場合には、国交省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

封じ込め及び浄化の方法及び機材: 全ての着火源を速やかに取り除き漏えい個所の漏れを止める。危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の出入りを禁止する。少量の場合は、土砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収し、その後完全に拭き取る。大量の場合は、盛り土で囲い流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

二次災害の防止策: 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火用機材を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い： 技術的対策： 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行なう。  
 炎、火花、又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。  
 静電気対策を行い。作業衣、靴等も導電性の物を用いる。  
 危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。  
 容器から取り出すときはポンプなどを使用すること。細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。  
 皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。  
 ミストが発生する場合呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。  
 容器は必ず密閉する。
- 注意事項： 石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気および火気などへの注意が必要である。
- 安全取扱い注意事項： 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。  
 ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
- 保管： 適切な保管条件： 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。  
 ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。施錠して保管することが望ましい。  
 危険物の表示をして保管する。  
 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。
- 技術的対策： 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。  
 注意事項： ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- 安全な容器包装材料： 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。  
 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度： 設定されていない。（作業環境評価基準：平成21年厚生労働省告示第194/195号）  
 許容濃度： 3g/m<sup>3</sup>（鉱油ミストとして）日本産業衛生学会（2013年度版）  
 5g/m<sup>3</sup>（鉱油ミストとして）ACGIH（2010年度版）時間加重平均（TWA）値（2）  
 200mg/m<sup>3</sup>（Kerosine / Jet fuels, as total hydrocarbon vapor）
- 設備対策： ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。  
 取扱場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設置する。
- 呼吸器の保護具： 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。  
 手の保護具： 長時間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。  
 目の保護具： 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体保護具： 長時間にわたり取扱う場合又は濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する  
 衛生対策： 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 形状： 液体  
 色： 淡黄色  
 臭い： 特徴的な臭気（石油臭）
- 沸点、初留点及び沸点範囲： データなし  
 引火点： 98℃（C.O.C.）  
 爆発範囲： 爆発限界 下限：1容量%（推定値）／上限：7容量%（推定値）  
 蒸気圧： データなし  
 密度： 0.88g/cm<sup>3</sup>（15℃）  
 自然発火温度： データなし  
 動粘度： 1.6mm<sup>2</sup>/s（40℃）

10. 安定性及び反応性

- 安定性： 通常の状態では安定。  
 危険有害反応可能性： 強酸化剤、強過酸化剤との接触を避ける。  
 避けるべき条件： 高温  
 混触危険物質： ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないように注意する。  
 危険有害な分解生成物： 燃焼の際には一酸化炭素等が発生する可能性がある

11. 有害性情報

- 急性毒性： 経口 データなし  
 経皮 データなし  
 吸入 データなし
- 皮膚腐食性、刺激性： 灯油のデータより区分2とした。  
 眼に対する重篤な  
 損傷、刺激性： データなし

呼吸器感作性

- 又は皮膚感作性： 添加剤のデータより区分1とした。
- 生殖細胞変異原性： データなし
- 発がん性： 灯油のデータより区分2とした。
- 生殖毒性： データなし
- 特定標的臓器毒性： データなし  
(単回ばく露)
- 特定標的臓器毒性： データなし  
(反復ばく露)
- 吸引呼吸器有害性： 40℃の動粘性率が20.5mm<sup>2</sup>/s以下の炭化水素に該当するため区分1とした。

12. 環境影響情報

- 生態毒性： 水にはほとんど溶解しないため、水生生物への汚損を生じる。
- 残留性・分解性： データなし
- 生態蓄積性： データなし
- 土壤中の移動性： 物理化学的性質から見て、移動しうる。
- 水生環境有害性(急性)： データなし
- 水生環境有害性(長期間)： データなし
- オゾン層への有害性： 対象物質を含有しないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物： 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
- 容器及び包装： 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

- 国際規制
  - 国連番号： 該当なし
  - 品名： 該当なし
  - 国連分類： 該当なし
  - 容器等級： 該当なし
  - 海洋汚染物質： 該当なし
- 国内規制
  - 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
  - 陸上： 消防法： 危険物第4類第3石油類 危険物等級Ⅲ  
容器： 危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用すること。  
(注) 容器は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5に定める容器試験基準に適合していることを自主確認すること。  
容器表示： 一. 危険物の品名： 第4類第3石油類・危険等級Ⅲ  
二. 数量  
三. 火気厳禁
  - 海上輸送： 船舶安全法 非危険物(個別運送およびばら積み運送に於いて)
  - 航空輸送： 航空法 非危険物

輸送の特定の

- 安全対策及び条件： 引火性液体なので「火気厳禁」  
容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。  
指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。また、この場合当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。  
第1類及び第6類の危険物及び高圧ガスと混載しない。

15. 適用法令

- 労働安全衛生法： 名称等を表示すべき有害物
 

政令番号	第168号	鉱油
政令番号	第380号	灯油
政令番号	第632号	ロジン

 名称等を通知すべき有害物
 

政令番号	第168号	鉱油
政令番号	第380号	灯油
政令番号	第632号	ロジン
政令番号	第137号	キシレン(灯油に含有)
- 有機溶剤中毒予防規則： 該当なし
- 消防法： 危険物第4類第3石油類
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律： 産業廃棄物規則(拡散・流出の禁止)
- 水質汚濁防止法： 油分排出規制(5mg/L許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
- 海洋汚染防止法： 油分排出規制(原則禁止)

下水道法： 鉱油類排出規制（5mg/L）

毒物・劇物取締法： 該当なし

化学物質管理促進法： 該当なし

---

16. その他の情報（引用文献等）

日本規格協会(JIS) J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 2

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター GHSモデルSDS 他

---

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。